

国土交通省所管オンライン利用促進重点手続に関する業務プロセス改革計画

平成24年5月28日

国土交通省

「新たなオンライン利用に関する計画」（平成23年8月3日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）に基づき、国土交通省所管オンライン利用促進重点手続に関する業務プロセス改革計画を別添のとおり定める。

なお、引き続き、国民の意見・要望等を聴き、手続・制度に関するニーズ、課題等を把握するものとし、必要に応じて本計画を改定することとする。

基本様式1(手続所管府省における検討・推進体制)

国土交通省所管オンライン利用促進重点手続に関する業務プロセス改革計画

策定年月日
(改定年月日)

平成24年5月28日

①検討・推進体制(名称、設置年月日、構成員等)

- 検討・推進体制の名称
国土交通省情報化政策委員会
- 検討・推進体制の設置年月日
平成13年 4月23日
- 検討・推進体制の構成員
委員長:総合政策局長(CIO)
委員長代理:総合政策局情報政策本部長
構成員:大臣官房の各課長、各局等の総括課長等
- その他検討・推進体制に関する情報
有識者:CIO補佐官 浅野 正一郎
PMO体制:CIO(総合政策局長)
CIO補佐官
総合政策局情報政策本部長
総合政策局行政情報化推進課長 等
PJMO:道路局道路交通管理課(特殊車両通行許可申請)
自動車局自動車情報課(自動車の新車新規登録等)
海上保安庁交通部安全課(入出港の届出(特定港)、けい留施設の供用の届出(特定港)及び危険物の積込等の許可(特定港))

②その他特記事項(検討事項、検討スケジュール等)

平成23年 9月12日 国土交通省情報化政策委員会 行政情報化推進部会 開催
10月12日 浅野CIO補佐官への説明
11月 1日及び2日 浅野CIO補佐官への説明
平成24年 5月28日 国土交通省情報化政策委員会
適宜 政務三役説明

基本様式2(手続・制度に関する基本的情報)

		重点手続分野名	その他		
①手続名		特殊車両通行許可申請			
②根拠法令・条項		道路法第47条の2			
③手続制度の概要(目的・手続の内容)		<p>道路は一定の諸元の車両の通行を想定し、この車両が安全かつ円滑に通行できるよう設計されており、車両制限令によって道路を通行する車両の寸法、重さ等の最高限度を定めており、これを超える車両の通行を禁止している。</p> <p>ただし、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるため、道路管理者がやむを得ないと認めるときは、当該車両を通行させようとする者の申請に基づいて、交差点やトンネル等の幅、高さ等の寸法に関する通行条件と橋梁や橋梁に類する構造物を通行する際の重量に関する条件を個別に審査を行い、道路の構造を保全し又は交通の危険を防止するための条件を付して通行できる場合には、車両の通行を許可する。</p>			
④想定利用者(本人・代理人)の状況	利用者層	主な利用者	大まかな人数等	代表的な組織	利用者層・利用者の特性 (例:企業・団体等法人・個人の別、業種、事業規模(資本金・従業員数等)、平均年齢、ITリテラシー、業務用ソフト利用率、手続の頻度等)
	本人	企業・団体等	約92,000者	都道府県トラック協会等	運送業、建設業等 ※約150,000件(72.8%、平成22年度実績)
		個人			
	代理人(士業を含む。)	行政書士		都道府県行政書士会等	行政書士事務所等 ※約56,000件(27.2%、平成22年度実績)
	その他				
⑤申請等の時期、提出期限等		通年			
⑥申請等の頻度、許認可等の有効期間		最大2年間			

区分	対面の場合			オンライン申請の場合			
	⑦申請書等の提出先(受付窓口)及び受付時間	受付窓口・申請等受付システム名	各道路管理者(但し政令市除く市町村は一括申請受付不可)			特殊車両オンライン申請システム	
	受付時間	通常期(期間)	繁忙期(期間)	備考	通常期(期間)	繁忙期(期間)	備考
		月曜日～金曜日(国民の祝日・休日、年末年始の休日を除く)の8時30分～17時15分まで	同左		24時間365日(システムメンテナンスの期間を除く)	同左	
⑧本人確認方法	本人申請等の場合	自署又は記名押印			電子署名		
	代理人による申請等の場合	自署又は記名押印、委任状			電子署名、委任状		
⑨添付書類の名称・提出方法等	本人申請等の場合	車両内訳書(持参) 車両の諸元に関する説明書(持参) 通行経路表(持参) 通行経路図(持参) 自動車検査証の写し(持参) 軌跡図(持参)			車両内訳書(システム内で作成) 車両の諸元に関する説明書(システム内で作成) 通行経路表(システム内で作成) 通行経路図(スキャナで電子化、郵送) 自動車検査証の写し(システム連携のため不要) 軌跡図(スキャナで電子化、郵送)		
	代理人による申請等の場合	委任状(持参)			委任状(スキャナで電子化)		
⑩手数料	金額	道路管理者が国土交通大臣(地方整備局長等)の場合は200円(2以上の道路管理者の管理する道路に係る経路について、1車両・1経路(片道)毎に1件) 道路管理者が、国土交通大臣の場合は車両制限令で、地方公共団体の場合は条例で定める。			200円(2以上の道路管理者の管理する道路に係る経路について、1車両・1経路(片道)毎に1件)		
	納付方法	納入告知書			納入告知書		
⑪審査基準・処分基準等(根拠条項)		車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるとき(道路法47条の2)など			同左		
⑫処分権者		国土交通大臣(地方整備局長等)、都道府県知事、市町村長、高速機構理事長			国土交通大臣(地方整備局長等)		
⑬処理期間(応答までの期間)	標準処理期間又はこれに準ずる期間	新規申請及び変更申請 3週間以内 更新申請 2週間以内			同左		
	平均的な処理期間	10.0日(協議なし)			7.8日(協議なし)		
		8.6日(協議なし)					
⑭申請者等に対する結果の通知方法		電話			電子メール		
⑮申請書等の情報の保管管理方法		電子データ			電子データ		
⑯申請～処理完結までの事務処理フローの概要		申請受付 → 内容の確認・受理 → 審査 → 決裁 → 許可証発行(別添資料-1~3)					

⑰業務処理システム等(申請等システム、バックオフィスシステム等を含む全体像)の概要	システムの概要	<p>i 受付システム 申請書の受付、電子署名による本人確認、車検証データの生成、各地方整備局へ申請書配信</p> <p>ii 申請審査業務支援システム 申請書の受領、手数料額の確定、電子許可証の作成・登録</p> <p>iii 申請支援システム 申請者が電子的に申請書を作成する場合の作成支援</p> <p>iv 算定支援システム 申請書内容の電算算定による審査、通行経路の連続性等の確認</p> <p>v 道路情報DBシステム、vi 車検証情報検索参照システム、vii 許可DBシステム(別添資料-2)</p>					
	最適化計画の策定状況	対象外					
	最適化計画の進捗状況	—					
⑱申請等受付システムの整備経費及び運用経費	区分	年間運用経費(a)(千円)	整備経費		年間の整備・運用経費(a+d)(千円)	備考(算出方法の説明等)	
	22年度	96,089	整備経費(総額)(b)(千円)	当該システムの供用年数(c)	使用年数1年当たりの整備経費(b/c)(d)(千円)		
⑲申請等件数	区分	申請等件数(件)(a)	オンライン利用件数(件)(b)	磁気媒体、データ連携等ICT活用件数(件)(c)	オンライン利用率(%)(b/a×100)	磁気媒体、データ連携等を含むオンライン利用率(%)(b+c)/a×100)	備考
	平成20年度	248,170	92,202	—	37.2	—	
	21年度	266,858	128,231	—	48.1	—	許可期間の延長を実施
	22年度	206,078	126,318	—	61.3	—	
⑳磁気媒体、データ連携等ICT活用の実態・内容	—						
㉑手続・制度等に関する課題(利用者の意見・要望、事業仕分け・会計検査・予算執行状況調査・政策評価・行政評価等における指摘)※改善済の指摘は記載不要(未改善、改善中(取組中)、改善予定や計画があるもの等は記載のこと)	手続の必要性の見直し	該当なし					
	申請に必要な書類の削減・簡素化	該当なし					
	申請システムの使い勝手の向上等	審査結果または審査状況を24時間以内に通知するサービスの導入 車両情報の入力を簡素化するサービスの導入 (22年度政策レビューに関する検討会、政策評価会等)					
	オンライン利用時における本人確認方法に係る見直し	電子署名の認証方式から、より簡便で費用負担が少ない他の認証方式を検討 (22年度政策レビューに関する検討会、政策評価会等)					
	バックオフィス業務の見直し	エラーチェックの自動化の検討 審査項目の必要最小限化等の検討 (22年度政策レビューに関する検討会、政策評価会等)					
	経済的インセンティブの向上等	該当なし					
	広報・普及啓発	該当なし					

	その他(震災対応等を含む。)	該当なし
②備考		

基本様式3(成果指標及び目標)

		重点手続分野名	その他	
		手続群又は手続名	特殊車両通行許可申請	
区分	指標	指標の説明(内容、測定方法等)	基準値(現状)	目標(見込み)・達成時期、その前提条件等
①国民の利便性向上に関する指標	オンライン申請に要する時間	利用者がオンライン申請(情報入力)に要する平均的時間 測定方法は申請者に対するアンケート調査による	78分(22年度)	15%短縮(25年度)
	オンライン申請に係る利用者の満足度	オンライン利用に満足している人の割合 測定方法は申請者に対するアンケート調査による	79%(22年度)	84%(25年度)
②行政運営の効率化に関する指標	オンライン申請の受付1件当たりの費用	オンライン申請の受付1件当たりの整備費用と運用経費の状況 測定方法は、整備費用+運用費用 172,600千円/オンライン申請件数 126,318件	1,366円(H22年度)	5%削減(H25年度)
	事務処理時間	申請1件当たりの受付から許可証発行までの平均的な所要時間	8.6日(協議なし)(H22年度)	10%削減(協議なし)(H25年度)
③国民の利便性向上と行政運営の効率化共通指標(オンライン利用率等)	オンライン申請率	特殊車両通行許可申請のうち、オンライン申請の割合	61.3%(H22年度)	65%超(H25年度)
④その他の指標				
備考				

基本様式4(目標の達成に向けた具体的な取組事項及び実施時期)

I 取組の基本的・重点的な方針(総論)

事項	説明	
	①取組の基本的な考え方等	重点手続分野名 制度・業務・手続群等
②重点・優先する取組事項	業務プロセス改革計画を平成23年度から25年度末までに取り組むべき内容・工程を明らかにした行動計画と位置づけ、ユーザーの利便性の向上を図るため、申請システムの操作性の向上、オンライン利用時における本人確認方法の見直し等を行う。	
③関連手続群共通的な取組事項	申請システムの使い勝手の向上、オンライン利用時における本人確認方法に係る見直し	
④その他(番号制度との関係、震災復興対策との関係等)	該当なし	

II 業務プロセス改革の主な視点に照らした検討結果(各論)

事項(視点)	特殊車両通行許可申請	
	手続名又は手続群	備考
①手続の必要性の見直し	具体的な取組事項及び実施時期	
②申請に必要な書類の削減・簡素化	該当なし(ただし、今後利用者のニーズ等を踏まえ継続的に検討)	自動車検査証の写しの提出不要(実施済)
③申請システムの使い勝手の向上等(ユーザービリティ向上計画の「対応方針」を含む。)	審査処理状況を申請者にメール通知するサービス導入(24年度) オンライン送信アプリケーションのWeb化サービス導入(24年度) 申請書作成における入力機能の改善(25年度) 経路図作成の操作性向上(25年度)	システム改良前提
④オンライン利用時における本人確認方法に係る見直し	電子署名による認証をやめ、IDパスワード方式に変更(24年度)	「オンライン手続におけるリスク評価及び電子署名・認証ガイドライン」に基づくリスク評価及び保証レベルの導出を行い、「最高情報セキュリティアドバイザー等連絡会議(23年8月)」において検討済。システム改良が必要
⑤バックオフィス業務の見直し	申請データの受付チェックの自動化(24年度) 申請書作成における入力機能の改善による審査チェックの効率化(25年度) 算定帳票の表示機能及び印刷機能の向上(25年度)	システム改良前提
⑥経済的インセンティブの向上等	電子署名による本人確認をやめ、電子署名の取得費用等の軽減(24年度)	
⑦広報・普及啓発	窓口でのチラシの配布、オンライン申請への移行要請、講習会の実施(継続実施)	
⑧その他(震災対応等を含む。)	該当なし(ただし、今後利用者のニーズ等を踏まえ継続的に検討)	

オンライン申請の手順 -手続きの全体説明-



申請手続きの流れを説明します。

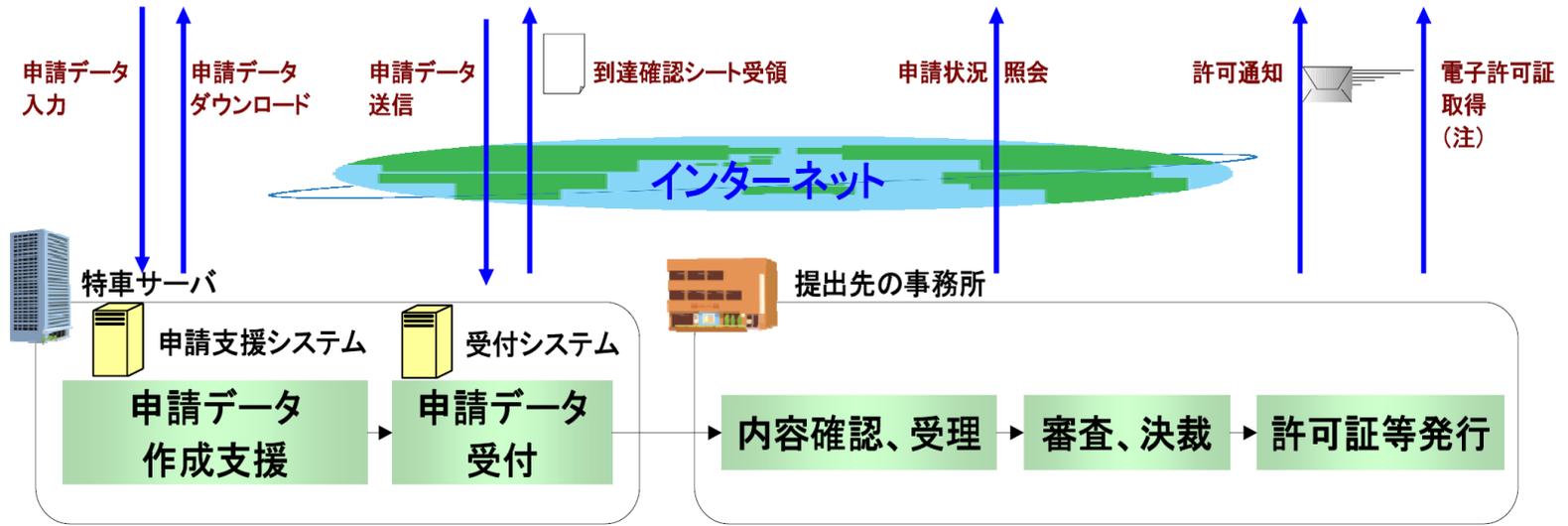
- ①申請データの作成
- ②申請データの提出
- ③申請状況の照会
- ④電子許可証の取得

申請支援システムへ接続して申請データを作成し、パソコンにダウンロードします。申請書のチェックや個別審査の有無を確認できます。

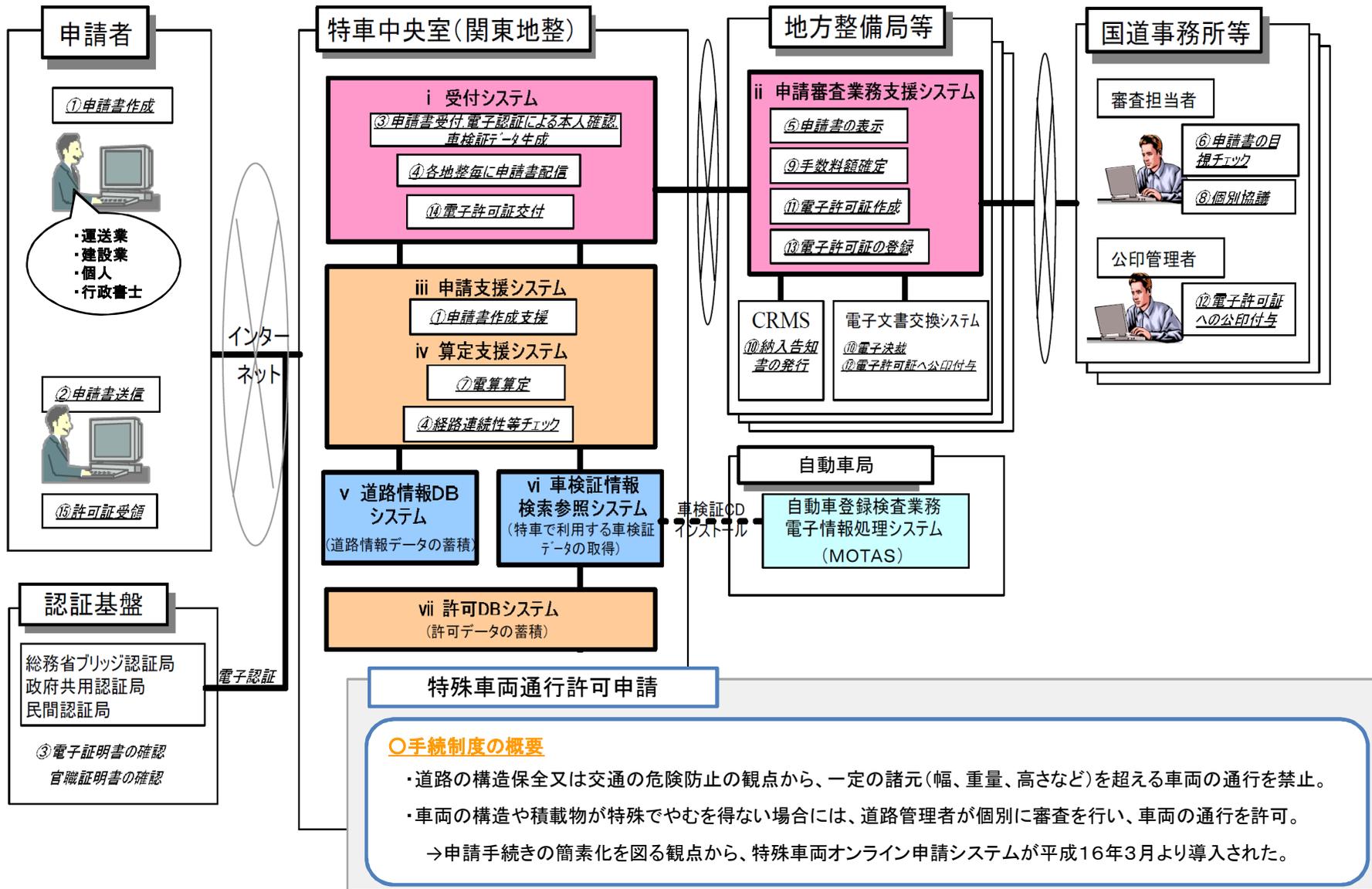
申請データ送信アプリケーションを使用して、申請データをオンラインにて提出(送信)します。到達確認シートを受領します。

提出した申請データの申請状況をパソコン上で確認できます。送信時の申請者IDとパスワードが必要です。

審査が終了すると、メールで通知されます。パソコン上から許可証を取得します。(注)



特殊車両オンライン申請システムの概要図



特殊車両オンライン申請システムの概要

特殊車両オンライン申請システムは、以下のシステムから構成される。

i 受付システム

申請書の受付け、電子認証による申請者の本人確認や申請書が原本であるかの確認、車検証情報検索参照システムから転送された自動車検査証データの生成、申請書の各地方整備局の窓口（申請審査業務支援システム）への振り分け及び許可証の交付を目的としたシステム。

ii 申請審査業務支援システム

受付システムから転送された申請書の受領と審査状況の管理、申請手数料額の確定、許可証の作成及び受付システムへの転送を行うことを目的としたシステム。

iii 申請支援システム

申請者が電子的に申請書の作成を可能とすることを目的としたシステム。

iv 算定支援システム

電子的に提出された申請書について電算算定による審査、通行経路の連続性等の確認を行うことを目的としたシステム。

v 道路情報データベースシステム

申請書の付属書類である通行経路表及び通行経路図を作成する際、必要な道路情報を提供することを目的としたシステム。

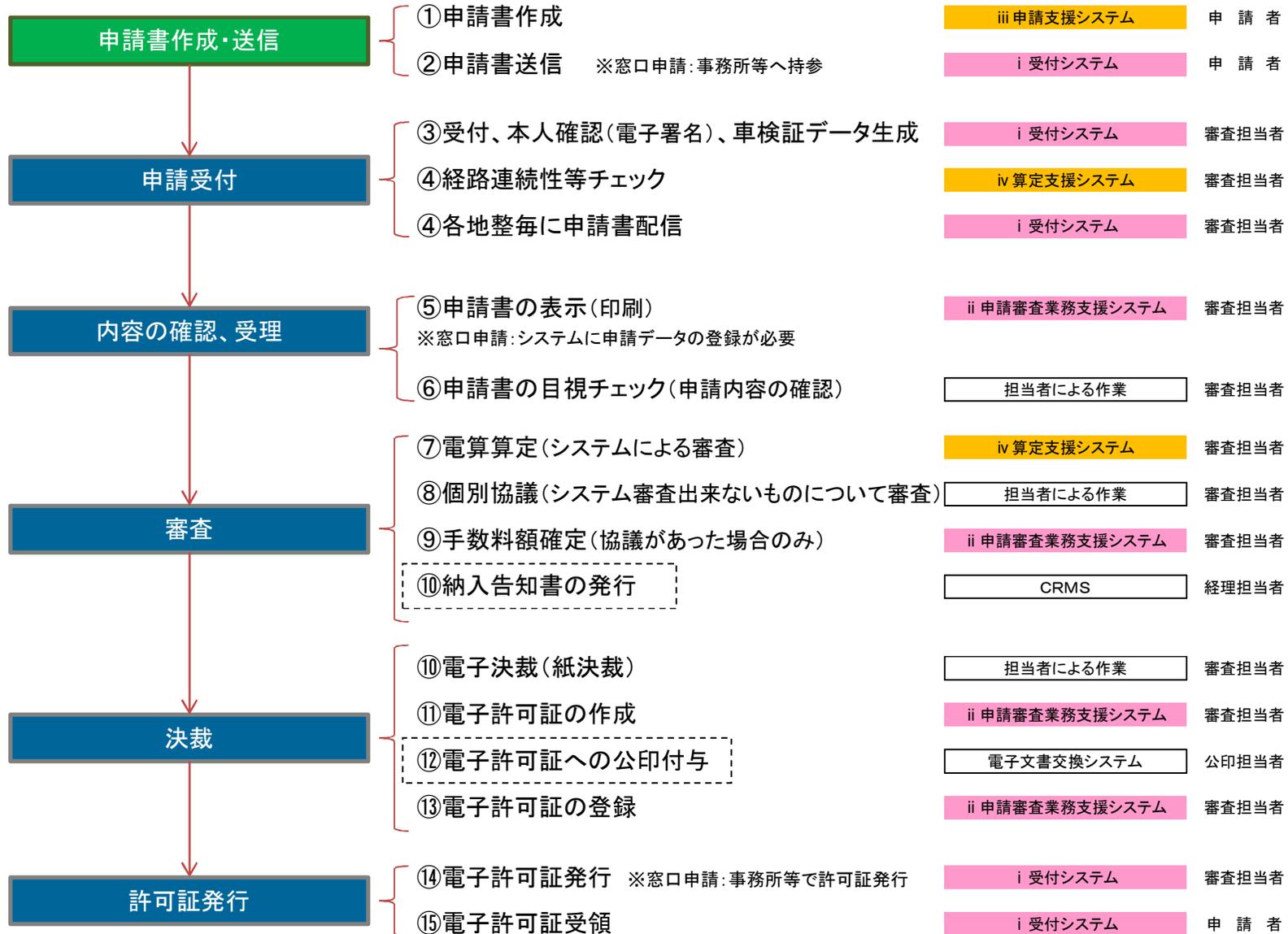
vi 車検証情報検索参照システム

「自動車登録検査業務電子情報処理システム（MOTAS）」から自動車検査証データを取得し、各システムの要求に応じて自動車検査証データの検索参照を可能とするシステム。

vii 許可データベースシステム

道路管理者が発行した許可データを蓄積し、申請者が必要とする許可情報を検索・提供することを目的としたシステム。

特殊車両の許可事務作業の流れ



基本様式2(手続・制度に関する基本的情報)

		重点手続分野名	自動車登録			
①手続名	自動車の新車新規登録等					
②根拠法令・条項	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第7条第1項					
③手続制度の概要(目的・手続の内容)	自動車登録とは、所有権の確定を行い公証することにより、第三者への対抗を行う民事登録と、保安基準の適合性の確保、徴税、不正輸出防止、リサイクル、犯罪防止等に活用するという行政登録という両者の側面を目的及び効力のため、登録申請に基づき、自動車登録ファイルに登録を行うためにするものとなっている。					
④想定利用者(本人・代理人)の状況	利用者層	主な利用者	大まかな人数等	代表的な組織	利用者層・利用者の特性 (例:企業・団体等法人・個人の別、業種、事業規模(資本金・従業員数等)、平均年齢、ITリテラシー、業務用ソフト利用率、手続の頻度等)	
	本人	ユーザー 新車購入者	-	-	-	新車購入ユーザー
	代理人(士業を含む。)	行政書士	約1,600者	日本行政書士会 連合会	自動車登録業務に携わっている行政書士(法人)	
		自動車販売店	1,134社	日本自動車販売 協会連合会	新車販売ディーラー (数字は、自販連加盟社数)	
その他						
⑤申請等の時期、提出期限等	登録を受けようとするときに申請を行う。また、新規登録の場合は、新規検査も同時に行う。					
⑥申請等の頻度、許認可等の有効期間	新車新規登録は1つの車両について1回行うものとなっている。検査については、自動車検査証の有効期間は1年～3年(車両の種別による)					

⑦申請書等の提出先(受付窓口)及び受付時間	区分	対面・郵送の場合			オンライン申請の場合		
	受付窓口・申請等受付システム名	各運輸支局・自動車検査登録事務所等			自動車保有関係手続のワンストップサービス(以下、「OSS」という。)		
受付時間	通常期(期間)	繁忙期(期間)	備考	通常期(期間)	繁忙期(期間)	備考	
	月～金(国民の祝日・休日、年末年始の休日を除く) 8:45～16:00	同左		24時間365日(システムメンテナンス期間を除く)	同左		
⑧本人確認方法	本人申請等の場合	印鑑証明書及び実印			電子証明書による本人確認		
	代理人による申請等の場合	委任者の印鑑証明書及び、実印押印済の委任状			<1> 電子証明書を用いる場合。 電子委任状及び申請代理人の電子証明書 <2> 本人確認に印鑑証明書等を用いる場合。 委任者の印鑑証明書及び、実印押印済の委任状		
⑨添付書類の名称・提出方法等	本人申請等の場合	①申請書(OCRシート) ②印鑑証明書 ③完成検査終了証 ④譲渡証明書 ⑤自動車損害賠償責任保険(共済)証明書 ⑥住民票(所有者とは別の使用者がいる場合) ⑦自動車の保管場所証明書			a)電子証明書 b)左記③から⑤の電子情報 (事前に販売店・損保代理店が手配するため、申請者は作業を行わない) c)(所有者とは別の使用者がいる場合)使用者の電子証明書 ※当システムで、自動車の保管場所証明手続も同時に行う。		
	代理人による申請等の場合	上記①から⑦の他、 ⑧委任状			<1> 電子証明書を用いる場合。 上記a)～c)の他、電子委任状 <2> 本人確認に印鑑証明書等を用いる場合。 上記b)の他 印鑑証明書と、紙の委任状。(所有者とは別の使用者がいる場合)使用者の住民票等、住所を証する書面。		
⑩手数料	金額	登録手数料 700円			同左		
	納付方法	印紙納付			電子納付・ATM利用の現金納付		
⑪審査基準・処分基準等(根拠条項)		道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第7条・第8条			同左		
⑫処分権者		各都道府県の運輸支局等の長			同左		
⑬処理期間(応答までの期間)	標準処理期間又はこれに準ずる期間	特に定めが無いが、自動車新車新規登録の審査については、即日の処理が通例			特に定めが無いが、自動車新車新規登録の審査については、即日の処理が通例(書類の補正期間は除く)		
	平均的な処理期間	-			-		
⑭申請者等に対する結果の通知方法		窓口にて通知			電子的に通知(ポータルサイト上)		
⑮申請書等の情報の保管管理方法		文書として保管			申請情報・電子の添付書類については電子的に保管書面での提出物については文書として保管		
⑯申請～処理完結までの事務処理フローの概要		別添資料4及び5を参照					
⑰業務処理システム等(申請等システム、バックオフィスシステム等を含む全体像)の概要	システムの概要	システム概要図は別添資料5を参照 ①OSSインターフェースシステム 申請情報・電子納付情報の受付処理、関係機関への接続・連携を行うシステム。 ②運輸支局等接続サブシステム 自動車登録検査にかかる審査等、運輸支局等の業務を行うためのシステム。 その他、電子証明書を取り扱う登録情報処理機関、都道府県税及び都道府県警察本部の接続サブシステム、都道府県の税基幹システム、保管場所証明電子化システム、電子納付関係システム(MPN・REPS等)等と連携している。					
	最適化計画の策定状況	未策定(次期更改の内容及び時期を検討し、その結果を踏まえつつ、最適化計画策定について検討している。)					
	最適化計画の進捗状況	-					

⑱申請等受付システムの整備経費及び運用経費	区分	年間運用経費(a) (千円)	整備経費			年間の整備・運用経費(a+d) (千円)	備考(算出方法の説明等)
			整備経費(総額) (b)(千円)	当該システムの 供用年数(c)	使用年数1年当たりの 整備経費(b/c)(d) (千円)		
	22年度	1,225,299	1,710,642	10	171,064	1,396,363	整備経費には、システム稼働までの開発経費と、平成22年度までのシステム改修に関する経費を計上。
⑲申請等件数	区分	申請等件数(件)(a)	オンライン利用件数 (件)(b)	磁気媒体、データ 連携等ICT活用件 数(件)(c)	オンライン利用率(%) (b/a×100)	磁気媒体、データ 連携等を含むオン ライン利用率(%) ((b+c)/a×100)	備考
	平成20年度	2,946,320 (1,290,868)	33,600 (33,600)	1,548,577	1.14% (2.60%)	53.70%	()内は、OSS稼働10都府県の申請件数及び利用率。
	21年度	3,197,519 (1,406,580)	142,068 (142,068)	1,692,215	4.44% (10.10%)	57.37%	
	22年度	2,986,584 (1,322,392)	329,126 (329,126)	1,399,254	11.02% (24.89%)	57.87%	
⑳磁気媒体、データ連携等ICT活用 の実態・内容		フロッピーディスクにOCRシートに替わる電子的な申請情報を入れて申請する「FD申請」を行っている。					
㉑手続・制度等に関する課題 (利用者の意見・要望、 事業仕分け・会計検査・予 算執行状況調査・政策評価・ 行政評価等における指摘) ※改善済の指摘は記載不要 (未改善、改善中(取組 中)、改善予定や計画がある もの等は記載のこと)	手続の必要性の見直し	該当無し					
	申請に必要な書類の削減・簡素化	該当無し					
	申請システムの使い勝手の向上等	現行の電子納付方式は、支払いの都度、納付者の口座にログインし、納付指示をした上で、ログアウトをするという手続が必要であり煩雑であるので、口座振替等の導入により簡素化を図ることが必要。(利用者の意見)					
	オンライン利用時における本人確認方法に係る見直し	自動車保有関係手続のワンストップサービスにかかる情報は、高度にセキュリティが必要なデータであるが、住基カード及び公的個人認証の他、住基カードが普及していない現在においては、印鑑証明書等の紙媒体による確認を可能とすることも必要不可欠である。(利用者の意見)					
	バックオフィス業務の見直し	関係行政機関及び申請者団体等との連携を強化することにより、事務処理期間の更なる短縮を図ることが可能かどうかを検討する必要がある。(利用者の意見)					
	経済的インセンティブの向上等	オンライン申請時の自動車検査登録手数料優遇措置の方向性について検討する必要がある。(利用者の意見)					
	広報・普及啓発	OSS利用強化期間やポスターを利用した広報・普及活動を行う必要がある。(利用者の意見)					
その他(震災対応等を含む。)	・災害・システムトラブル等緊急時に紙申請に切り替えることができず、運用上の柔軟性が確保できていない。 ・被災者等への減免措置がある車両の申請ができない。(利用者の意見)						
㉒備考							

基本様式3(成果指標及び目標)

		重点手続分野名	自動車登録	
		手続群又は手続名	自動車の新車新規登録等	
区分	指標	指標の説明(内容、測定方法等)	基準値(現状)	目標(見込み)・達成時期、その前提条件等
①国民の利便性向上に関する指標	1件あたりの電子納付にかかる時間	現在の申請において、OSSのHPを利用している「納付」について、申請者にアンケート調査を行い、平均時間を算出する。	日本自動車販売協会連合会に対して、1件あたりの電子納付にかかる時間を調査したところ、7.4分との回答を得ている。	平成25年度末までに、電子納付の方式の見直しを行い、1件あたりの電子納付にかかる平均時間を1/2以下とする。なお、その前提条件としては、マルチペイメントネットワークのダイレクト方式の導入ができていないことを前提とする。
	オンライン申請に係る利用者の満足度	主な利用者であるディーラに対して、回答義務のない無記名の意識調査を行う。	ディーラーに対し意識調査を実施 OSS申請手続の満足度を確認したところ、「満足している」と回答した者が22.6%であるのに対して「不満がある」とした者は51.2%であった。	25年度末までに、システム改善等の措置を行い、平成26年度中に行う調査において、40%以上が「満足している」とするを旨とするともに、「満足している」とする者が「不満がある」とする者を上回ることを目標とする。
②行政運営の効率化に関する指標	オンライン申請受付1件あたりの費用	(1年あたりのシステム整備・運用経費)÷(1年間のOSS申請件数) (平成22年度・1年あたりのシステム整備・運用経費) 基本様式2⑩より、1,396,363千円 ① H22年度 OSS申請件数 329,126件・・・②	①/②=4,242円	25年度末までに、「自動車検査登録手数料」(1,800円)を踏まえ、1,800円未満とする。
	申請受付から手続終了までの平均日数	ある一定期間における申請受付から申請完了までの日数についてログデータより調査する。	・申請からの所要日数(補正期間を含む) 平均7.1日	平成25年度末までに、申請完了までの処理日数(時間)を、全国平均で1日短縮し、6.1日とする。
③国民の利便性向上と行政運営の効率化共通指標(オンライン利用率等)	稼働県における新車新規登録のオンライン利用率	(OSS申請件数)÷(稼働10都府県内の型式指定新車新規登録件数)	24.89%	稼働地域の新車新規登録において、目標の申請率を以下の通りとする。 23年度 35% 24年度 50% 25年度 60%
④その他の指標				
備考				

基本様式4(目標の達成に向けた具体的な取組事項及び実施時期)

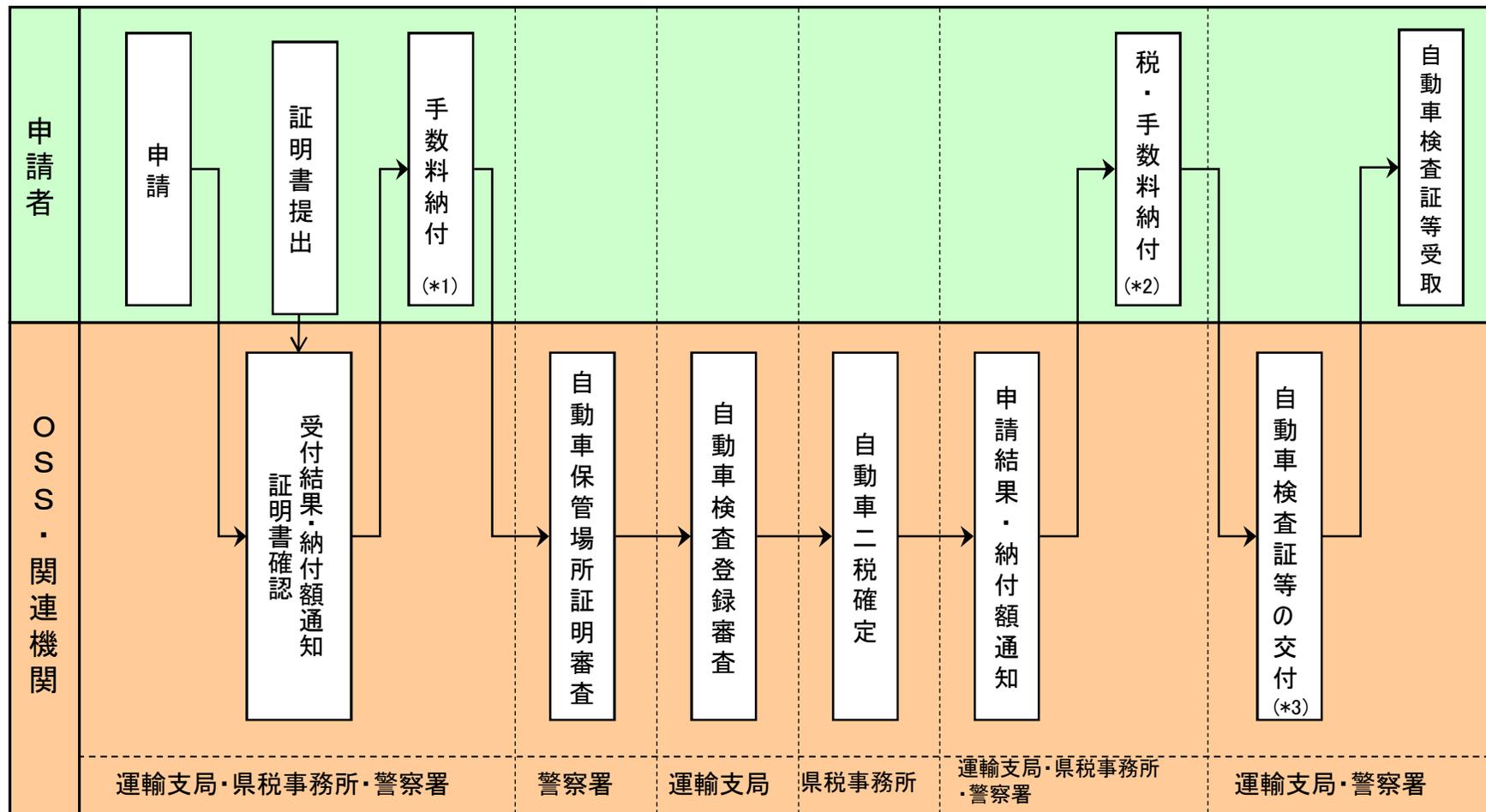
I 取組の基本的・重点的な方針(総論)

		重点手続分野名	自動車登録
		制度・業務・手続群等	自動車の新車新規登録等
事項	説明		
①取組の基本的な考え方等	申請者の負担軽減策を講じ、システムの利便性を向上させることにより、利用率の向上を図る。		
②重点・優先する取組事項	申請システムの利便性を向上させる観点から、納付に係る負担の軽減等をに組み組むとともに、地域拡大にも取り組む。		
③関連手続群共通的な取組事項	新車新規登録等と同時に行われる移転登録、変更登録又は抹消登録等への対応に取り組む。		
④その他(番号制度との関係、震災復興対策との関係等)	震災、災害又は大規模システムトラブル時などの非常時に、速やかに従来の紙申請に切り替えることなどにより、申請・審査の継続性を担保する枠組みを構築する。		

II 業務プロセス改革の主な視点に照らした検討結果(各論)

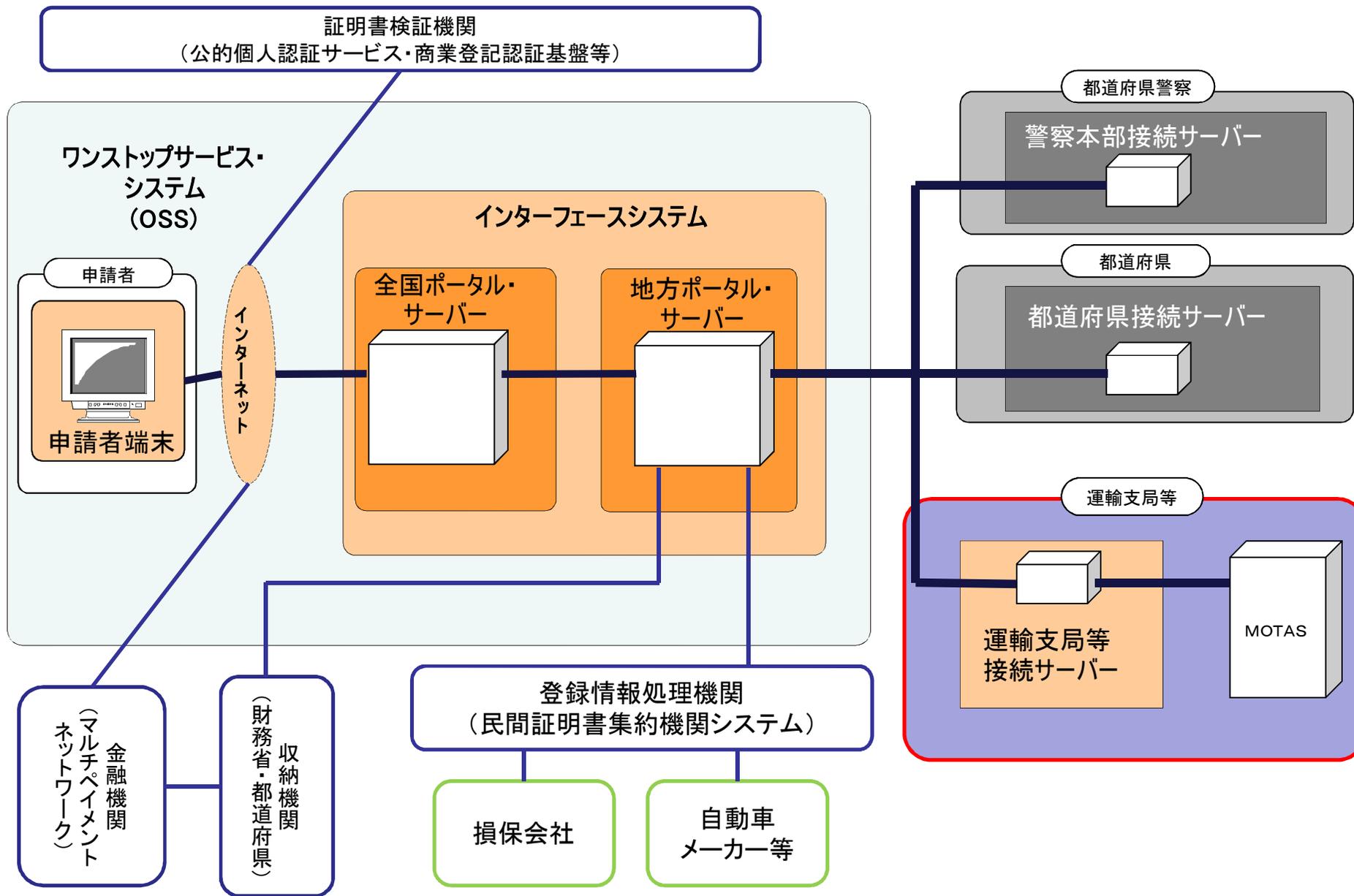
		手続名又は手続群	自動車の新車新規登録等
事項(視点)	具体的な取組事項及び実施時期		備考
①手続の必要性の見直し	該当なし(ただし、今後、利用者のニーズ及び費用対効果等を踏まえ、継続的に検討。)		
②申請に必要な書類の削減・簡素化	該当なし(ただし、今後、利用者のニーズ及び費用対効果等を踏まえ、継続的に検討。)		
③申請システムの使い勝手の向上等(ユーザビリティ向上計画の「対応方針」を含む。)	納付方法の簡素化について、ダイレクト方式の導入の可否を検証し、可能である場合には平成25年度末までに措置する。また、申請の取り下げ及び審査によらない却下を可能とする等、運用の柔軟性を高める措置についても、同様に平成25年度末までに措置する。		使い勝手の向上等にかかる改修の予算が認められた場合に限る。
④オンライン利用時における本人確認方法に係る見直し	本人確認方法の見直しについては、住基カード、公的個人認証等の制度的見直しの動向を踏まえつつ、更なる簡素化の方向性について検討し、平成25年度末までに結論を得る。		セキュリティ等の観点から簡素化が困難である場合には、当面、公的個人認証等の普及拡大の状況を見守ることとする。
⑤バックオフィス業務の見直し	関係行政機関及び申請者団体等との連携を強化することにより、事務処理期間の更なる短縮を図り、平成25年度末までに、処理期間の1日短縮を図る。		
⑥経済的インセンティブの向上等	オンライン申請時の手数料優遇措置の方向性について検討し、平成24年度末までに結論を得る。		
⑦広報・普及啓発	OSS利用促進週間・月間などの取組を通じて、オンライン申請利用の広報・周知を図る。(毎年度)		
⑧その他(震災対応等を含む。)	震災、災害時などの非常時に、速やかに従来の紙申請に切り替えることなどにより、申請・審査の継続性を担保する枠組みを、平成24年度末までに構築する。また、被災者向けの減免措置がある車両についても申請を可能とするような措置を平成25年度末までに図る。		被災者向けの減免措置を可能とするのは、自動車重量税とする。

申請の流れ(新規検査登録の場合)



- (*1) 自動車保管場所証明申請手数料、自動車検査登録手数料
- (*2) 自動車保管場所標章交付手数料、自動車重量税、自動車税、自動車取得税
- (*3) 自動車検査証、自動車検査標章、自動車保管場所標章

自動車保有関係手続のワンストップサービス システム概要図



基本様式2(手続・制度に関する基本的情報)

重点手続分野名 輸出入・港湾

①手続名		入出港の届出(特定港)			
②根拠法令・条項		港則法第4条			
③手続制度の概要(目的・手続の内容)		総トン数20トン以上の船舶が特定港に入港し又は出港する際に、当該船舶から港長に対し、船名、総トン数、入出港の日時、停泊場所、積載貨物の種類等を届け出るもの			
④想定利用者(本人・代理人)の状況	利用者層	主な利用者	大まかな人数等	代表的な組織	利用者層・利用者の特性 (例:企業・団体等法人・個人の別、業種、事業規模(資本金・従業員数等)、平均年齢、ITリテラシー、業務用ソフト利用率、手続の頻度等)
	本人	船長			届出総数の約7パーセント (平成22年8月、全国の港長窓口に行った申請者別属性調査の結果)
		船会社			届出総数の約4パーセント (平成22年8月、全国の港長窓口に行った申請者別属性調査の結果) ※NACCS加入事業所数(平成23年3月末)208事業所
	代理人(士業を含む。)	船舶代理店			届出総数の約89パーセント (平成22年8月、全国の港長窓口に行った申請者別属性調査の結果) ※NACCS加入事業者数(平成23年3月末)1,506事業所
	その他				
⑤申請等の時期、提出期限等		特定港に入港したとき又は特定港を出港しようとするとき			
⑥申請等の頻度、許認可等の有効期間		届出頻度 : 船舶入出港の都度			

⑦申請書等の提出先(受付窓口)及び受付時間	区分	対面・郵送の場合			オンライン申請の場合		
	受付窓口・申請等受付システム名	港長窓口(特定港を管轄する海上保安部、海上保安署等)	NACCS				
受付時間	通常期(期間)	原則として、月曜日～金曜日(国民の祝日・休日、年末年始の休日を除く)の8時30分～17時15分まで	繁忙期(期間)	備考	通常期(期間)	繁忙期(期間)	備考
	同左	同左	同左	同左	24時間365日(メンテナンスの期間を除く)	同左	同左
⑧本人確認方法	本人申請等の場合	署名又は記名、押印			ID・パスワード		
	代理人による申請等の場合	署名又は記名、押印			ID・パスワード		
⑨添付書類の名称・提出方法等	本人申請等の場合	該当なし			同左		
	代理人による申請等の場合	該当なし			同左		
⑩手数料	金額	0円			同左		
	納付方法	-			-		
⑪審査基準・処分基準等(根拠条項)	該当なし(届出)			同左			
⑫処分権者	該当なし(届出)			同左			
⑬処理期間(応答までの期間)	標準処理期間又はこれに準ずる期間	—			同左		
	平均的な処理期間	5分			同左		
⑭申請者等に対する結果の通知方法	受理のみ(要求に応じ届出書写しに受理の押印)			システム上で受理通知			
⑮申請書等の情報の保管管理方法	文書で保管			電子データ又は印刷して文書で保管			
⑯申請～処理完結までの事務処理フローの概要	申請者(届出)→港長(受理) ※ 別添資料6参照						
⑰業務処理システム等(申請等システム、バックオフィスシステム等を含む全体像)の概要	システムの概要	申請者からの申請届出は、府省共通ポータルを介し、NACCSIに格納。港長は、NACCSにアクセスしWEB上で処理のうえ、回答 ※ 別添資料7参照					
	最適化計画の策定状況	平成17年度に最適化計画を策定した。					
	最適化計画の進捗状況	平成21年度より運用段階となり、継続運用中。					

⑱申請等受付システムの整備経費及び運用経費	区分	年間運用経費(a) (千円)	整備経費			年間の整備・運用経費(a+d) (千円)	備考(算出方法の説明等)
			整備経費(総額) (b)(千円)	当該システムの 供用年数(c)	使用年数1年当 たりの整備経費 (b/c)(d) (千円)		
	22年度	39,685	—	5	—	39,685	関係省庁の分担費用 (海上保安庁にかかる港湾 関連11手続きの合計)
⑲申請等件数	区分	申請等件数(件)(a)	オンライン利用件数 (件)(b)	磁気媒体、データ 連携等ICT活用件 数(件)(c)	オンライン利用率(%) (b/a×100)	磁気媒体、データ 連携等を含むオン ライン利用率(%) ((b+c)/a×100)	備考
	平成20年度	640,090	282,772	—	44.2	—	
	21年度	590,640	284,198	—	48.1	—	
	22年度	606,472	343,790	—	56.7	—	震災により被災港の一部で把 握困難
⑳磁気媒体、データ連携等ICT活用 の実態・内容		NACCSが保存する情報を利用して基礎情報項目の反復利用を可能としている。					
㉑手続・制度 等に関する課 題(利用者の 意見・要望、 事業仕分け・ 会計検査・予 算執行状況調 査・政策評価・ 行政評価等に おける指摘) ※改善済の指 摘は記載不要 (未改善、改 善中(取組 中)、改善予 定や計画があ るもの等は記 載のこと)	手続の必要性の見直し	該当なし					
	申請に必要な書類の削減・簡素化	該当なし					
	申請システムの使い勝手の向上等	回答通知印刷レイアウトの変更(NACCSセンターに寄せられる利用者からの要望)					
	オンライン利用時における本人確認方法に係る見直し	該当なし					
	バックオフィス業務の見直し	該当なし					
	経済的インセンティブの向上等	該当なし					
	広報・普及啓発	電子申請認知度の更なる向上(平成22年度国土交通省政策評価)					
その他(震災対応等を含む。)	該当なし						
㉒備考							

基本様式2(手続・制度に関する基本的情報)

重点手続分野名 輸出入・港湾

①手続名		けい留施設の供用の届出(特定港)			
②根拠法令・条項		港則法第5条第5項			
③手続制度の概要(目的・手続の内容)		特定港内に設置されている係留施設に、総トン数500トン以上(一部の港にあっては総トン数300トン)の船舶が停泊する場合、当該施設の管理者から港長あて、停泊する船舶の船名、係留施設の名称、係留の用に供する期間等を届け出るもの			
④想定利用者(本人・代理人)の状況	利用者層	主な利用者	大まかな人数等	代表的な組織	利用者層・利用者の特性 (例:企業・団体等法人・個人の別、業種、事業規模(資本金・従業員数等)、平均年齢、ITリテラシー、業務用ソフト利用率、手続の頻度等)
	本人	港湾管理者	68団体		地方公共団体 届出総数の約35パーセント (平成22年8月、全国の港長窓口に行った申請者別属性調査の結果)
		岸壁管理者			企業岸壁の管理者 届出総数の約32パーセント (平成22年8月、全国の港長窓口に行った申請者別属性調査の結果)
	代理人(士業を含む。)	船舶代理店			届出総数の約33パーセント (平成22年8月、全国の港長窓口に行った申請者別属性調査の結果) ※NACCS加入事業者数(平成23年3月末)1,506事業所
	その他				
⑤申請等の時期、提出期限等		特定港のけい留施設に停泊させようとするとき			
⑥申請等の頻度、許認可等の有効期間		届出頻度 : けい留施設供用の都度			

⑦申請書等の提出先(受付窓口)及び受付時間	区分	対面・郵送の場合			オンライン申請の場合		
	受付窓口・申請等受付システム名	港長窓口(特定港を管轄する海上保安部、海上保安署等)			NACCS		
受付時間	通常期(期間)	繁忙期(期間)	備考	通常期(期間)	繁忙期(期間)	備考	
	原則として、月曜日～金曜日(国民の祝日・休日、年末年始の休日を除く)の8時30分～17時15分まで	同左		24時間365日(メンテナンスの期間を除く)	同左		
⑧本人確認方法	本人申請等の場合	署名又は記名、押印			ID・パスワード		
	代理人による申請等の場合	署名又は記名、押印			ID・パスワード		
⑨添付書類の名称・提出方法等	本人申請等の場合	該当なし			同左		
	代理人による申請等の場合	該当なし			同左		
⑩手数料	金額	0円			同左		
	納付方法	-			-		
⑪審査基準・処分基準等(根拠条項)	該当なし(届出)			同左			
⑫処分権者	該当なし(届出)			同左			
⑬処理期間(応答までの期間)	標準処理期間又はこれに準ずる期間	-			-		
	平均的な処理期間	5分			同左		
⑭申請者等に対する結果の通知方法	受理のみ(要求に応じ届出書写しに受理の押印)			システム上で受理通知			
⑮申請書等の情報の保管管理方法	文書で保管			電子データ又は印刷して文書で保管			
⑯申請～処理完結までの事務処理フローの概要	申請者(届出)→港長(受理) ※ 別添資料6参照						
⑰業務処理システム等(申請等システム、バックオフィスシステム等を含む全体像)の概要	システムの概要	申請者からの申請届出は、府省共通ポータルを介し、NACCSIに格納。港長は、NACCSにアクセスしWEB上で処理のうえ、回答 ※ 別添資料7参照					
	最適化計画の策定状況	平成17年度に最適化計画を策定した。					
	最適化計画の進捗状況	平成21年度より運用段階となり、継続運用中。					

⑱申請等受付システムの整備経費及び運用経費	区分	年間運用経費(a) (千円)	整備経費			年間の整備・運用経費(a+d) (千円)	備考(算出方法の説明等)
			整備経費(総額) (b)(千円)	当該システムの 供用年数(c)	使用年数1年当 たりの整備経費 (b/c)(d) (千円)		
	22年度	39,685	—	5	—	39,685	関係省庁の分担費用 (海上保安庁にかかる港湾 関連11手続きの合計)
⑲申請等件数	区分	申請等件数(件)(a)	オンライン利用件数 (件)(b)	磁気媒体、データ 連携等ICT活用件 数(件)(c)	オンライン利用率(%) (b/a×100)	磁気媒体、データ 連携等を含むオン ライン利用率(%) ((b+c)/a×100)	備考
	平成20年度	329,530	110,870	—	33.6	—	
	21年度	313,744	108,574	—	34.6	—	
	22年度	323,852	174,774	—	54.0	—	震災により被災港の一部で把 握困難
⑳磁気媒体、データ連携等ICT活用 の実態・内容		NACCSが保存する情報を利用して基礎情報項目の反復利用を可能としている。					
㉑手続・制度 等に関する課 題(利用者の 意見・要望、 事業仕分け・ 会計検査・予 算執行状況調 査・政策評価・ 行政評価等に おける指摘) ※改善済の指 摘は記載不要 (未改善、改 善中(取組 中)、改善予 定や計画があ るもの等は記 載のこと)	手続の必要性の見直し	該当なし					
	申請に必要な書類の削減・簡素化	該当なし					
	申請システムの使い勝手の向上等	回答通知印刷レイアウトの変更(NACCSセンターに寄せられる利用者からの要望)					
	オンライン利用時における本人確認方法に係る見直し	該当なし					
	バックオフィス業務の見直し	該当なし					
	経済的インセンティブの向上等	該当なし					
	広報・普及啓発	電子申請認知度の更なる向上(平成22年度国土交通省政策評価)					
その他(震災対応等を含む。)	該当なし						
㉒備考							

基本様式2(手続・制度に関する基本的情報)

重点手続分野名 輸出入・港湾

①手続名		危険物の積込等の許可(特定港)			
②根拠法令・条項		港則法第23条第1項			
③手続制度の概要(目的・手続の内容)		特定港において危険物の積込、積替又は荷卸等の行為を行う際、当該船長から港長に対し、船名、荷役を行う場所、期間、貨物の種類・数量等を附し申請を行うもの			
④想定利用者(本人・代理人)の状況	利用者層	主な利用者	大まかな人数等	代表的な組織	利用者層・利用者の特性 (例:企業・団体等法人・個人の別、業種、事業規模(資本金・従業員数等)、平均年齢、ITリテラシー、業務用ソフト利用率、手続の頻度等)
	本人	船会社			届出総数の約2パーセント (平成22年8月、全国の港長窓口で行った属性調査の結果) ※NACCS加入事業所数(平成23年3月末)208事業所
	代理人(士業を含む。)	船舶代理店			届出総数の約98パーセント (平成22年8月、全国の港長窓口で行った属性調査の結果) ※NACCS加入事業者数(平成23年3月末)1,506事業所
	その他				
⑤申請等の時期、提出期限等		特定港において、危険物の積込、積替、荷卸等を行おうとするとき			
⑥申請等の頻度、許認可等の有効期間		届出頻度 : 危険物の積込等を行おうとするとき			

⑦申請書等の提出先(受付窓口)及び受付時間	区分	対面・郵送の場合			オンライン申請の場合		
	受付窓口・申請等受付システム名	港長窓口(特定港を管轄する海上保安部、海上保安署等)			NACCS		
受付時間	通常期(期間)	繁忙期(期間)	備考	通常期(期間)	繁忙期(期間)	備考	
		原則として、月曜日～金曜日(国民の祝日・休日、年末年始の休日を除く)の8時30分～17時15分まで	同左		24時間365日(メンテナンスの期間を除く)	同左	
⑧本人確認方法	本人申請等の場合	署名又は記名、押印			ID・パスワード		
	代理人による申請等の場合	署名又は記名、押印			ID・パスワード		
⑨添付書類の名称・提出方法等	本人申請等の場合	該当なし			同左		
	代理人による申請等の場合	該当なし			同左		
⑩手数料	金額	0円			同左		
	納付方法	-			-		
⑪審査基準・処分基準等(根拠条項)	作業の種類、期間及び場所並びに危険物の種類、数量及び保管方法(港則法施行規則第14条)			同左			
⑫処分権者	港長(課長等の専決権者)			同左			
⑬処理期間(応答までの期間)	標準処理期間又はこれに準ずる期間	10分～1時間程度			同左		
	平均的な処理期間	10分程度			同左		
⑭申請者等に対する結果の通知方法	申請書の写しに許可印の押印			システム上で許可通知			
⑮申請書等の情報の保管管理方法	文書で保管			電子データ又は印刷して文書で保管			
⑯申請～処理完了までの事務処理フローの概要	申請者(申請)→港長→申請者(許可通知) ※ 別添資料6参照						
⑰業務処理システム等(申請等システム、バックオフィスシステム等を含む全体像)の概要	システムの概要	申請者からの申請届出は、府省共通ポータルを介し、NACCSIに格納。港長は、NACCSにアクセスしWEB上で処理のうえ、回答 ※ 別添資料7参照					
	最適化計画の策定状況	平成17年度に最適化計画を策定した。					
	最適化計画の進捗状況	平成21年度より運用段階となり、継続運用中。					

⑱申請等受付システムの整備経費及び運用経費	区分	年間運用経費(a) (千円)	整備経費			年間の整備・運用経費(a+d) (千円)	備考(算出方法の説明等)
			整備経費(総額) (b)(千円)	当該システムの 供用年数(c)	使用年数1年当 たりの整備経費 (b/c)(d) (千円)		
	22年度	39,685	—	5	—	39,685	関係省庁の分担費用 (海上保安庁にかかる港湾 関連11手続きの合計)
⑲申請等件数	区分	申請等件数(件)(a)	オンライン利用件数 (件)(b)	磁気媒体、データ 連携等ICT活用件 数(件)(c)	オンライン利用率(%) (b/a×100)	磁気媒体、データ 連携等を含むオン ライン利用率(%) ((b+c)/a×100)	備考
	平成20年度	183,382	120,056	—	65.5	—	
	21年度	176,342	123,141	—	69.8	—	
	22年度	183,092	137,074	—	74.9	—	震災により被災港の一部で把 握困難
⑳磁気媒体、データ連携等ICT活用 の実態・内容		NACCSが保存する情報を利用して基礎情報項目の反復利用を可能としている。					
㉑手続・制度 等に関する課 題(利用者の 意見・要望、 事業仕分け・ 会計検査・予 算執行状況調 査・政策評価・ 行政評価等に おける指摘) ※改善済の指 摘は記載不要 (未改善、改 善中(取組 中)、改善予 定や計画があ るもの等は記 載のこと)	手続の必要性の見直し	該当なし					
	申請に必要な書類の削減・簡素化	該当なし					
	申請システムの使い勝手の向上等	回答通知印刷レイアウトの変更(NACCSセンターに寄せられる利用者からの要望) 許可条件の英文併記((NACCSセンターに寄せられる利用者からの要望)					
	オンライン利用時における本人確認方法に係る見直し	該当なし					
	バックオフィス業務の見直し	該当なし					
	経済的インセンティブの向上等	該当なし					
	広報・普及啓発	電子申請認知度の更なる向上(平成22年度国土交通省政策評価)					
その他(震災対応等を含む。)	該当なし						
㉒備考							

基本様式3(成果指標及び目標)

		重点手続分野名	輸出入・港湾	
		手続群又は手続名	入出港の届出、けい留施設の供用の届出、危険物の積込等の許可	
区分	指標	指標の説明(内容、測定方法等)	基準値(現状)	目標(見込み)・達成時期、その前提条件等
①国民の利便性向上に関する指標	オンライン申請に要する時間	利用者がオンライン入力(情報入力)に要する時間と窓口申請の際の申請様式記載に要する時間についてヒアリング(全国から無作為に選出した利用者に対するヒアリング) ※ 回答総数:244件	①:マニュアル様式への記載 ②:オンライン情報入力 ●入出港の届出 ①:約8分 ②:約6分 ●けい留の供用の届出 ①:約7分 ②:約5分 ●危険物の積込等の許可 ①約10分 ②約7分	※オンライン入力にかかる時間は短時間であり、引続き、現状を維持する。
	オンライン利用に係る利用者の満足度	オンライン利用者に対し、オンライン利用の満足度について、ヒアリング(全国から無作為に選出した利用者に対するヒアリング) ※ 回答総数:123件	満足 59% 概ね満足 35% やや不満 6% 不満 0%	平成25年度末時点において、現状よりも満足度の向上に努める。 ※NACCSを利用しての港長あて手続に関し、ほぼ満足又は概ね満足している状況 利用者の要望を踏まえ、システム改修も踏まえた利用者の更なる利便性向上に向けた取組みを実施
②行政運営の効率化に関する指標	オンライン申請の受付にかかるシステム運用経費	平成22年度のシステム運用経費	年間運用経費 39,685(千円) (重点手続3手続を含む海上保安庁の港湾関連11手続に係るもの)	※NACCS利用状況に応じた関係省庁の分担比率に基づく運用経費を負担しているため、全体的な運用経費の削減に関して、システム管理運営会社及びシステム関係省庁と連携していく。
	事務処理人員	申請受付から回答にかかる人数	●入出港届 1名 ●けい留の供用の届出 1名 ●危険物の積込等の許可 2名 各手続を同一担当者が兼務しているため、3手続の処理に要する合計人数は、各港長窓口で2名程度(重点3手続以外の処理も兼務)	※事務処理は、必要最低限度の人数で行われているため、今後も限られた人数で効率的な業務遂行に努める。
③国民の利便性向上と行政運営の効率化共通指標(オンライン利用率等)	オンライン利用率	総申請件数に占めるオンライン申請の割合	入出港の届出 56.7% けい留施設の供用の届出 54.0% 危険物の積込等の許可 74.9%	平成25年度末までに、以下のオンライン利用率を達成 入出港の届出 60.0% けい留施設の供用の届出 57.0% 危険物の積込等の許可 77.0%
	-	-	-	-
④その他の指標	-	-	-	-
備考				

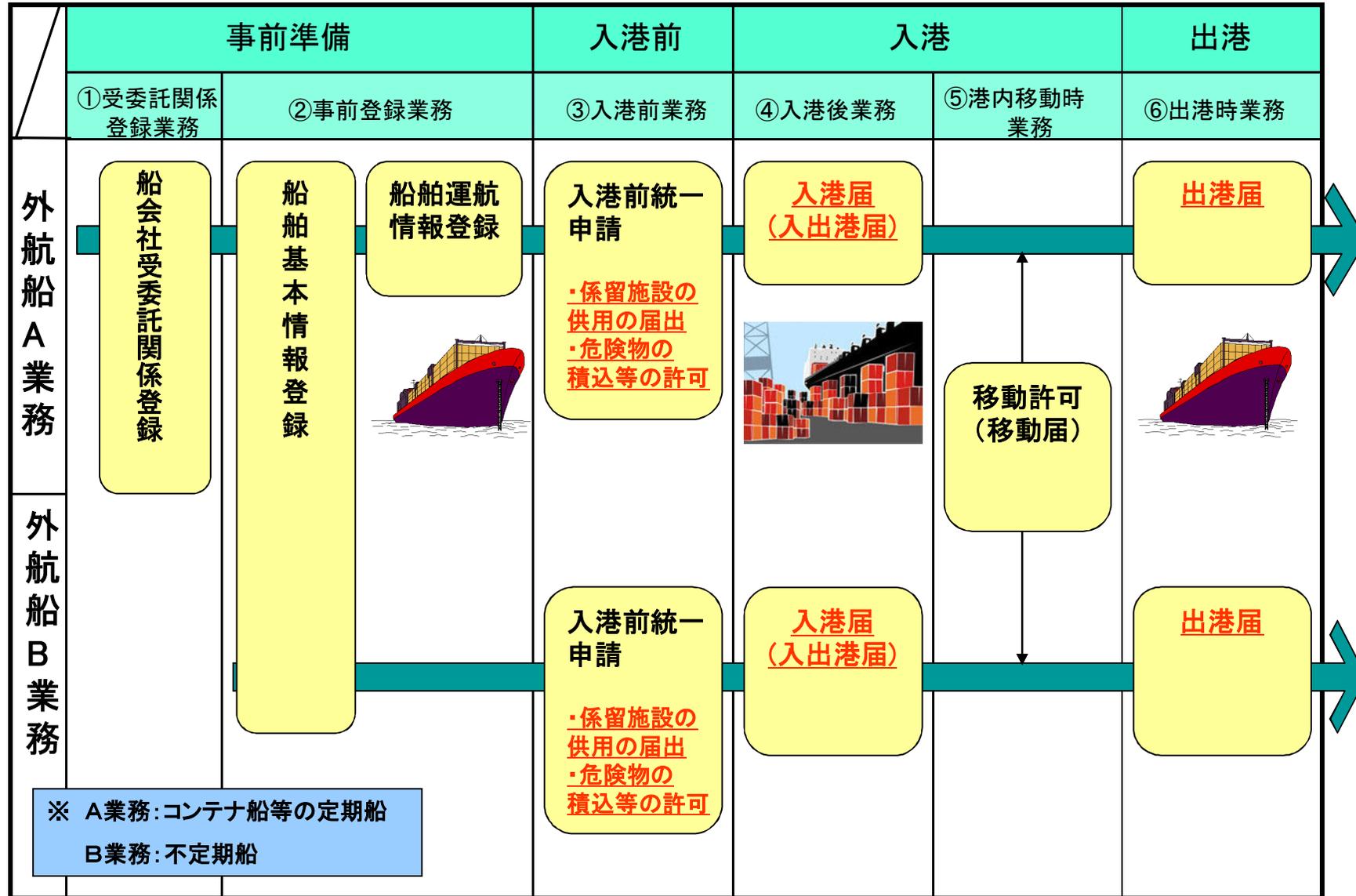
基本様式4(目標の達成に向けた具体的な取組事項及び実施時期)

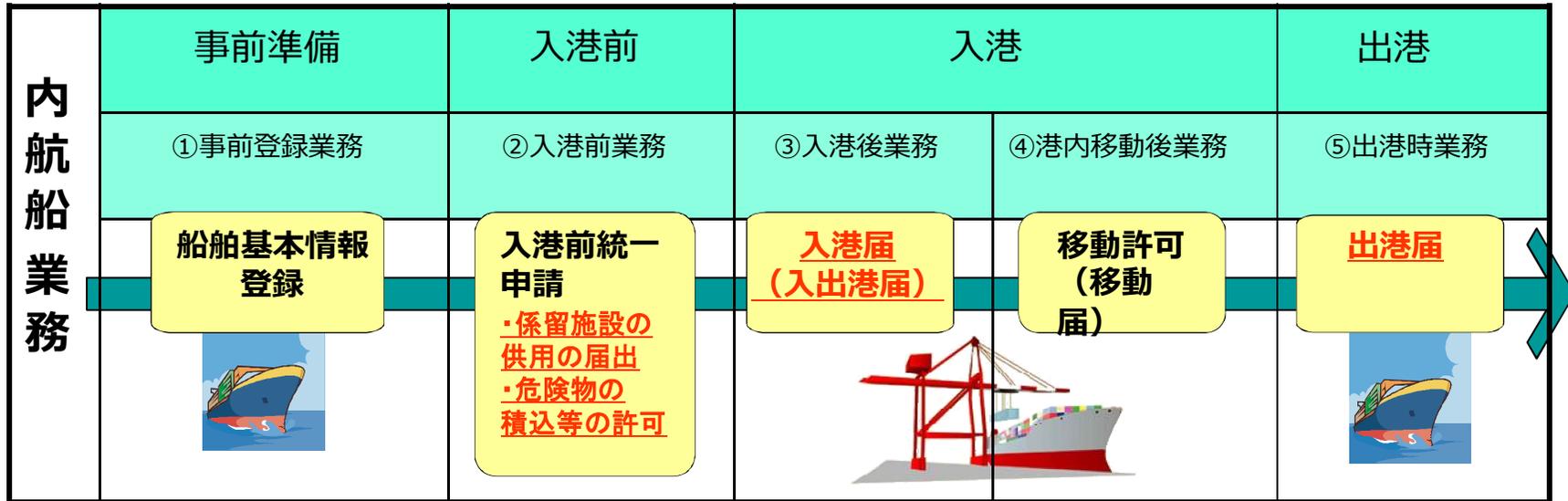
I 取組の基本的・重点的な方針(総論)

		重点手続分野名	輸出入・港湾
		制度・業務・手続群等	港則法に基づく入出港の届出ほか港湾関連手続
事項	説明		
①取組の基本的な考え方等	<p>港則法に基づく入出港の届出等の重点3手続は、関係府省と連携した広報活動のほか、定期的に行っている港長窓口等における利用促進のための周知・啓発活動によって、オンライン利用率は、増加傾向にある。</p> <p>更なるオンライン利用率向上のため、窓口申請者への周知・普及啓発を継続的に実施していく。</p> <p>また、これまでに最適化計画に基づき、関係府省システム等との統合によるシングルウィンドウ化の実現を行ってきたほか、添付物の廃止、FAL条約を踏まえた夜間入港手続の廃止及び申請項目の削減等の見直しを行ってきたところであり、オンライン利用者のオンライン利用に係る満足度については高い状況であるが、引続き、利用者の更なる利便性向上に向けた取組みに努める事とする。</p>		
②重点・優先する取組事項	オンライン利用に係る周知・普及啓発活動		
③関連手続群共通的な取組事項	引続き、システム利用を推進する。		
④その他(番号制度との関係、震災復興対策との関係等)	該当なし		

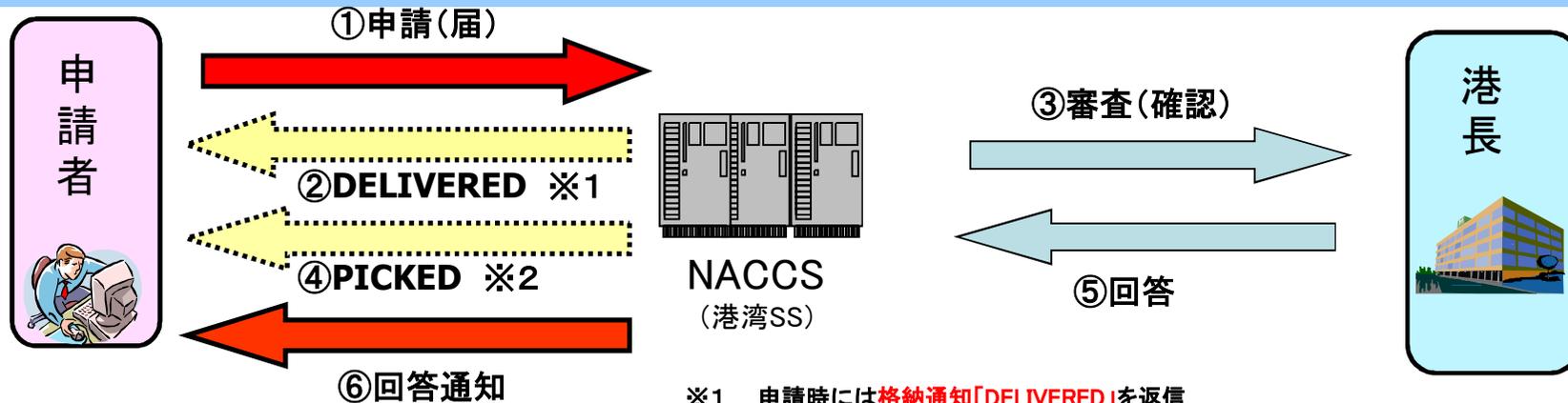
II 業務プロセス改革の主な視点に照らした検討結果(各論)

		手続名又は手続群	入出港の届出、けい留施設の供用の届出、危険物の積込等の許可
事項(視点)	具体的な取組事項及び実施時期		備考
①手続の必要性の見直し	該当なし		
②申請に必要な書類の削減・簡素化	該当なし		
③申請システムの使い勝手の向上等(ユーザビリティ向上計画の「対応方針」を含む。)	NACCSセンターに寄せられる利用者要望のうち、当庁手続への要望事項に関して、平成23年度に要望事項に対応したシステム改修の必要性及び改修の可否判断を行った上で、平成24年度(平成25年度分)に予算要求を行い、平成25年度を目処にシステムに反映させる。		
④オンライン利用時における本人確認方法に係る見直し	該当なし		
⑤バックオフィス業務の見直し	該当なし		
⑥経済的インセンティブの向上等	該当なし		
⑦広報・普及啓発	港長窓口等における継続的なオンライン利用に係る周知及び普及啓発を実施(通年継続)		申請者個別の業務事情及びオンライン利用による利便性・効率性等の実情を踏まえ、港長窓口においてシステム利用方法及び入力方法などの相談に対応するなど、申請者と密着したオンライン利用に係る周知・利用促進活動を継続
⑧その他(震災対応等を含む。)	該当なし		





申請(届出)情報の流れ



※1 申請時には格納通知「DELIVERED」を返信
 ※2 港長が申請電文を取得した時に受信確認通知「PICKED」を返信

NACCS

輸出入・港湾関連情報処理システム (Nippon Automated Cargo And Port Consolidated System)

港長、港湾管理者、税関等への船舶の入出港に係る申請・届出等の行政手続きをオンライン処理するための情報通信システム。

平成20年10月に次世代シングルウィンドウの根幹をなすNACCSと港湾EDIシステムが統合され、現在のNACCSシステムとなっている。

